

議案第6号

飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成17年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項」を「飯能市総合振興計画策定条例（平成27年条例第28号）第2条第2号」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の規定による認定を受けた優良田園住宅建設計画に基づく優良田園住宅を建築する目的で行う開発行為

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年2月16日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(法第34条第12号の規定により定める開発行為)	(法第34条第12号の規定により定める開発行為)
第5条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第8条第1項第2号口からニまでに掲げる土地の区域における第2号から第8号までに掲げる開発行為については、この限りでない。	第5条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第8条第1項第2号口からニまでに掲げる土地の区域における第2号から第8号までに掲げる開発行為については、この限りでない。
(1) <u>飯能市総合振興計画策定条例(平成27年条例第28号)第2条第2号</u> に規定する基本構想に基づいて策定した土地利用に関する計画に即して市長が予定建築物の用途を限り指定した土地の区域において、当該指定に適合した建築物を建築する目的で行う開発行為	(1) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項</u> に規定する基本構想に基づいて策定した土地利用に関する計画に即して市長が予定建築物の用途を限り指定した土地の区域において、当該指定に適合した建築物を建築する目的で行う開発行為
(2)～(8) 省略	(2)～(8) 省略
(9) <u>優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成10年法律第41号)第4条第1項</u> の規定による認定を受けた優良田園住宅建設計画に基づく優良田園住宅を建築する目的で行う開発行為	
2～3 省略	2～3 省略